厚生労働大臣の定める掲示事項等について

当院では、患者様の利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせください。

１　入院基本料に関する事項

当院では、１日に４８人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が病棟勤務をしております。

なお、各病棟における看護職員の勤務状況及び１日の看護職員の時間帯別１人当たりの受け持ち患者数は次のとおりです。

病　　棟 （入院料区分）	１日の看護職員の勤務状況	１日の時間帯別職員１人当たりの受け持ち患者数		
		08:30～16:30	16:30～00:30	00:30～08:30
１病棟（急性期一般入院料６）	１０人以上	４人以内	１２人以内	１２人以内
５病棟（認知症治療病棟入院料１）	１０人以上	６人以内	１７人以内	１７人以内
６病棟（精神科病棟入院基本料）	１４人以上	６人以内	１５人以内	１５人以内
７病棟（精神科病棟入院基本料）	１４人以上	６人以内	１６人以内	１６人以内

２　施設基準に関する事項

当院では、次に掲げる事項について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っております。

＊情報通信機器を用いた診療
＊電子的診療情報連携体制整備加算１（外来）
＊電子的歯科診療情報連携体制整備加算１
＊継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準
＊急性期一般入院料６
＊精神病棟入院基本料(15対1)　注４重度認知症加算
・臨床研修病院入院診療加算(協力)
＊救急医療管理加算
＊診療録管理体制加算２
＊医師事務作業補助体制加算１(20対1)
＊医師事務作業補助体制加算１(75対1)(精神)
＊急性期看護補助体制加算(25対1)(看護補助者５割以上)
　注４看護補助体制充実加算１
＊電子的診療情報連携体制整備加算１（入院）
＊看護配置加算(精神)
＊看護補助加算１　注４看護補助体制充実加算１
＊療養環境加算
＊精神科応急入院施設管理加算
＊精神病棟入院時医学管理加算
＊精神科地域移行実施加算
＊精神科身体合併症管理加算
＊依存症入院医療管理加算（アルコール依存症）
＊医療安全対策加算１
　注２医療安全対策地域連携加算１
＊感染対策向上加算２
　注４連携強化加算
　注５サーベイランス強化加算
　注６抗菌薬適正使用体制加算
＊精神科救急搬送患者地域連携受入加算
＊地域支援・医薬品供給対応体制加算１
＊データ提出加算２及び４　許可病床数200床未満
＊入退院支援加算１
　注４地域連携診療計画加算
＊精神科入退院支援加算
＊認知症ケア加算２
＊せん妄ハイリスク患者ケア加算
＊協力対象施設入所者入院加算
＊地域包括ケア入院医療管理料２　注３看護職員配置加算
＊認知症治療病棟入院料１　注３認知症夜間対応加算
・小児科外来診療料　注１
＊救急外来医学管理料３
・生活習慣病管理料(Ⅰ)
・生活習慣病管理料(Ⅱ)
　注４充実管理加算１・３（脂質異常症を主病とする場合）
　注４充実管理加算１・３（（高血圧症を主病とする場合）
　注４充実管理加算１・３（（糖尿病を主病とする場合）
＊がん治療連携指導料
・認知症専門診断管理料
＊こころの連携指導料(Ⅱ)
＊薬剤管理指導料
＊検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
・連携強化診療情報提供料　注１
＊在宅療養支援病院３
＊在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
＊在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物
　居住者訪問看護・指導料の注２(緩和ケア)
　居住者訪問看護・指導料の注２(褥瘡ケア)
＊在宅患者訪問看護・指導料の注16
　専門管理加算(緩和ケア)
　専門管理加算(特定行為)
＊在宅患者訪問褥瘡管理指導料
・造血器腫瘍遺伝子検査
＊検体検査管理加算(Ⅱ)
＊ＣＴ撮影(16列以上64列未満)
・大腸ＣＴ撮影加算
・一般名処方加算
＊脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
　注３初期加算
　注４急性期リハビリテーション加算

・廃用症候群リハビリテーション料(Ⅲ)
　注３初期加算
　注４急性期リハビリテーション加算
＊運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
　注３初期加算
　注４急性期リハビリテーション加算
＊呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
　注３初期加算
　注４急性期リハビリテーション加算
＊通院・在宅精神療法
　注８療養生活継続支援加算
　注９心理支援加算
　注１２情報通信機器を用いた場合
　注１３規定する施設基準
＊認知療法・認知行動療法１
＊精神科作業療法
＊抗精神病特定薬剤治療指導管理料
(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)
＊医療保護入院等診療料
＊重度認知症患者デイ・ケア料
＊医科点数表第２章第10部手術の通則の16に掲げる手術
＊外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
　注５継続して賃上げに係る取組を実施
＊歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
　注５継続して賃上げに係る取組を実施
＊入院ベースアップ評価料３４
＊クラウン・ブリッジ維持管理料
＊入院時食事療養(Ⅰ)
　注３特別食加算
　注４食堂加算

３　食事療養に関する事項

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後６時以降）、適温で提供されます。

入院食事療養費は１食につき７３０円、うち標準負担額は以下のとおりです。

一般（70歳未満）	一般（70歳未満）	標準負担額（1食あたり）
一般（下記以外）	一般（下記以外）	５５０円 （例外）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等　３３０円
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※１）	・過去１年間の入院期間が90日以内　２７０円 ・過去１年間の入院期間が90日超　２２０円
該当なし	低所得者Ⅱ（※２）	１３０円

※１低所得者Ⅱ：①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の者

※２低所得者Ⅰ：①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに０円となる者、あるいは②老齢福祉年金受給権者

４　情報通信機器を用いた診療に関する事項

当院では、情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方は行っておりません。

５　電子的診療情報連携体制整備加算に関する事項

当院では、マイナ保険証の利用を促進し、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組み、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

また、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を領収証の発行の際に無料で発行しています。

６　保険外併用療養費に関する事項

別掲示「保険給付外のサービスについて」及び「医科点数表に規定する回数を超えて診療を希望する患者様へのお知らせ」のとおりです。

令和８年１０月１日
岩手県立一戸病院長